

「推進リーダー取得要件の変更」に関するご案内

1. 制度変更について

1-1 変更の経緯

- ・2022年度より、新生涯学習制度が開始となり、会員管理システムの仕様が変更されるため、従来同様の運用が技術的にできなくなった。
- ・昨今、理学療法士の介護予防事業への参画が推進されているところ、量的体制は整備されてきたと捉えられる中で、理学療法士の質を問う声が散見される。
- ・質的向上を担保することを図るために、今後は登録理学療法士の取得を要件とすることとした。

1-2 変更内容

- ・新人教育プログラム修了済を登録理学療法士取得済へと変更する。

1-3 運用変更のスケジュール

- ・会員管理システムの運用開始時期に合わせて2022年4月開始とする。

2. 制度変更に伴う会員の対応の変更点

2-1 会員が受ける制度変更による影響

会員の資格取得別に制度変更に伴う影響は以下のとおりとなる。

- A 2021年度に推進リーダーを取得済の会員  
→継続して推進リーダーを取得とみなす。
- B 2021年度時点で推進リーダーを取得していないが登録理学療法士に移行予定の会員  
→2022年度以降、いつでも推進リーダーの登録申請が可能となる。
- C 2021年度時点で登録理学療法士に移行予定ではないが推進リーダーを登録申請済・または履修中の会員  
→2022年度以降、引き続き推進リーダーの履修を継続できる。
- D 2021年度時点で登録理学療法士に移行予定ではなく推進リーダーの登録申請もしていない会員  
→2022年度以降、推進リーダーの登録申請のために登録理学療法士の取得が必要となる。

2-2 2022年度以降に推進リーダーを取得希望の場合に必要な対応

- A 登録理学療法士未取得の場合は、登録理学療法士の取得が望ましい。
- B 推進リーダーの申請を行う。
- C 継続して推進リーダーの履修を進める。加えて、登録理学療法士未取得の場合は、登録理学療法士の取得が望ましい。
- D 登録理学療法士取得後に推進リーダーの申請を行う。

2-3 Dに該当する会員が2022年度から推進リーダーの取得を希望する場合に、今年度求められる対応について

以下2つの要件を満たすことが必要である。

- (1) 新人教育プログラム修了
- (2) 推進リーダーの登録申請

# 推進リーダー取得要件変更に伴う2022年度以降の推進リーダー取得に向けて必要な対応

- 2021年度時点で新人教育プログラムを修了して推進リーダーの登録申請をしている場合には、登録理学療法士が未取得であっても2022年度以降も推進リーダーの履修・取得が可能である。

